

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ
「AlterEgo City」

2025年10月1日

cocone ONE 株式会社（東京都港区赤坂、代表取締役：千良鉉、以下「cocone ONE」）が運営するサービス「AlterEgo City」は、2025年10月1日13時（以下日本時間）にて終了させていただきました。

これまでのご愛顧、誠にありがとうございました。

■サービスの終了 2025年10月1日(水) 13時

■専用通貨「Cent Coin」の購入機能停止 2025年7月25日(金) 13時

■「Cent Coin」を使用する有料サービスの停止 2025年10月1日(水) 13時

専用通貨「Cent Coin」の未使用残高について、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく払戻し（※）を実施いたします。

（※）有料通貨分（有償「Cent Coin」）のみとなり、ボーナス分やサービス、イベントで付与した分は含みません。

■払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

cocone ONE 株式会社

■払戻しの対象となる前払式支払手段

Cent Coin (iOS 版 AlterEgo City)

Cent Coin (Android 版 AlterEgo City)

■払戻しのお申出方法：

アプリ画面に設置しました「払戻申請フォーム」にて以下の情報をご送信ください。

（銀行振り込み・セブン銀行ATMでの受取共通）

- ・登録したマイコード
- ・送受信可能なメールアドレス

※マイコードは以下手順にてご確認いただけます。

1. 「AlterEgo City」アプリを起動します。
2. アプリ画面にサービス終了を告知する画面が表示されます。
3. 「2」の画面上にあるマイコード確認用のリンクをタップします。
4. 画面上にマイコードと払戻対象となる Cent Coin 残数が表示されます。

この画面上に払戻申請ページへのリンクもございます。

払戻申請を行う際にご利用ください。

※メールアドレスは払戻申請に関する確認事項や、送金サービス「CASH POST」の連絡先としてお伺いいたします。

※「払戻申請フォーム」からのお申出のみ、正式なお手続きとなり、それ以外の方法は受付できません。

※アプリを削除された場合又はアプリが正常に作動しない場合は、AlterEgo City 公式お問合せ窓口（support@centennial-city.zendesk.com）よりご連絡ください。なお、お問合せ窓口からご連絡いただいた場合には、ご本人様確認のためご利用履歴等追加の情報をお伺いする場合があります。

■払戻の方法

お申出後に送信される、送金サービス「CASH POST」からの案内に従って各払戻方法に応じた情報を次の通り記載・提出いただきます。

- (1) 銀行振込の場合：金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義
- (2) セブン銀行ATMでの受取の場合：（ATMでの受取時）メールにて案内した「提携先コード」、「お客様番号」、「確認番号」

※送金サービス「CASH POST」のご利用方法については、「CASH POST」を提供する株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー社の「お客様サポート (<https://www.dgft.jp/cashpost/support/>)」をご確認ください。

■払戻しお申出期間：

2025年10月1日(水)13時00分～2026年1月7日(水)13時00分

※当該申請期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されます。また、払戻しに必要な情報が不足している場合も同様です。

■払戻しの方法：

銀行振り込み・セブン銀行ATMでの受取のうち、ご指定いただいた方法により払戻しいたします。

振込手数料は弊社で負担いたしますが、日本以外への送金で受取手数料、中継手数料、為替手数料等が発生する場合はお客様負担となり、返金額から差し引いた金額をご返金いたします。

■払戻しに関するお問合せ先：

support@centennial-city.zendesk.com

サービスの停止となりましたこと、深くお詫び申し上げます。引き続きお客様にご愛顧頂けるようなサービスを誠心誠意作って参りたいと存じます。

今後とも cocone ONE 株式会社をどうぞ宜しくお願い申し上げます。

2025年10月1日

東京都港区赤坂九丁目7番1号

ミッドタウン・タワー40階

cocone ONE 株式会社